



Deutsche Europe Income Open

# ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型投信／海外／債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

**ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号  
ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>  
フリーダイヤル 0120-442-785  
(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年11月15日に関東財務局長に提出しており、平成24年11月16日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

#### <商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券））	年4回	欧州	ファミリーファンド	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2013年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	669,375百万円（2013年3月末現在）

# 1 ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

### 1 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

- ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
- 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。
- バークレイズ汎欧州総合インデックス<sup>※1</sup> (円ベース ヘッジなし) をベンチマーク<sup>※2</sup> とします。

※1 バークレイズ汎欧州総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシー及び関連会社(以下「バークレイズ」といいます。)が開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

※2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

主要投資対象国は以下の通りです。

<ユーロ導入国(17カ国)>

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロバキア、エストニア

<その他の投資対象国>

イギリス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

(主要投資対象国の現地通貨)

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ

※ 上記主要投資対象国は、2013年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※ 上記主要投資対象国以外の公社債にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。また、上記主要投資対象国の現地通貨以外の通貨にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。これらの割合は投資環境などに応じて適宜変更されることがあります。

## 2

## ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。

- B格相当以下の銘柄の投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。
- 公社債への投資に当たっては、原則としてB格相当以上の債券とします。
- ※ 格付が公表されていない債券の場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。
- ※ 複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

## 3

## ファミリーファンド方式<sup>※</sup>で運用を行います。

- ※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



## 4

## 3ヵ月毎（原則として2月、5月、8月、11月の各15日<sup>※1</sup>）に決算を行い、収益分配を行います。

- 原則として利子・配当収入を中心に、安定的に分配を行うことを目指します。<sup>※2</sup>
- 分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ※1 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。
- ※2 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。
- ※ 収益分配方針については、後記「分配方針」をご参照下さい。

## 5

## マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ドイツ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH に委託します。

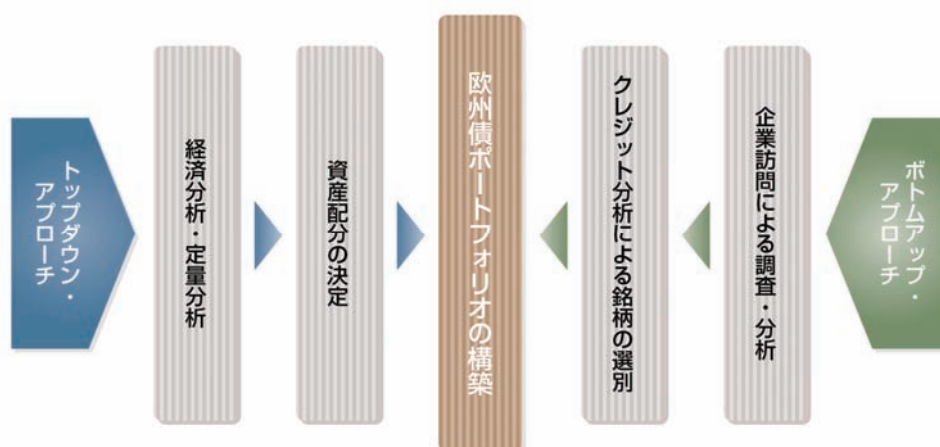
- ドイツ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH はドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

## 6

## 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

### <投資プロセス>

トップダウン・アプローチによる資産配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄のクレジット分析により銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



(注1) 上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### <主な投資制限>

- ① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### <分配方針>

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 2 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### ①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ③為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ④カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関する法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### その他の留意点

- ・ マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

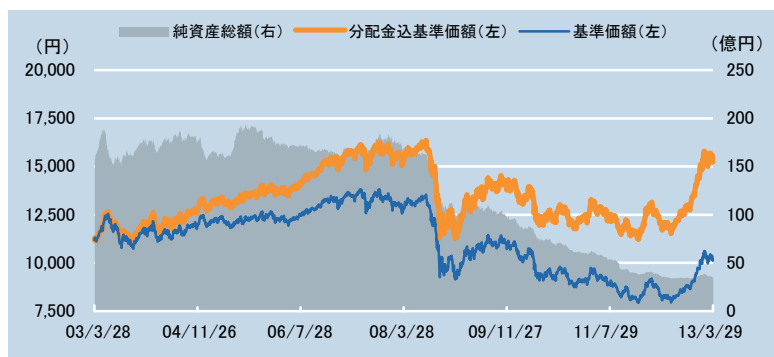
### リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況などのリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

### 3 運用実績

基準日：2013年3月29日

#### 基準価額・純資産の推移 (2003/3/28~2013/3/29)



- ※1 基準価額の推移は、信託報酬除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。  
なお、分配金込基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

#### 分配の推移

1 万口当たり、税引前	
2013年 2月	110 円
2012年 11月	110 円
2012年 8月	110 円
2012年 5月	110 円
2012年 2月	110 円
設定来累計	4,590 円

#### 主要な資産の状況

##### マザーファンドにおける組入上位10銘柄

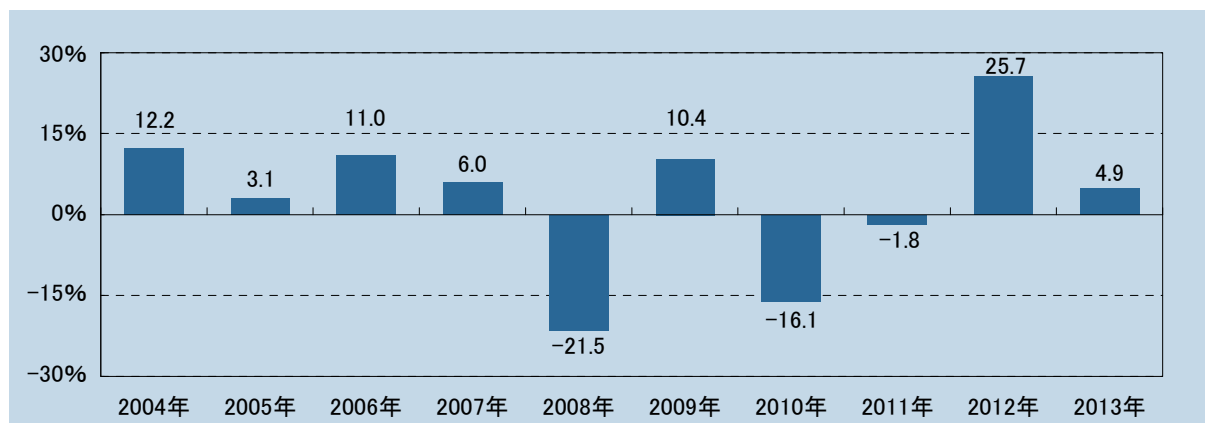
	発行体	種類	国	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	イタリア国債	国債	イタリア	2022/3/1	5.000	BBB+	3.4
2	イギリス国債	国債	イギリス	2019/3/7	4.500	AAA	3.3
3	イギリス国債	国債	イギリス	2027/12/7	4.250	AAA	3.2
4	ドイツ国債	国債	ドイツ	2042/7/4	3.250	AAA	3.0
5	オーストリア国債	国債	オーストリア	2019/6/18	1.950	AAA	2.9
6	イタリア国債	国債	イタリア	2019/3/1	4.500	BBB+	2.8
7	イギリス国債	国債	イギリス	2032/6/7	4.250	AAA	2.8
8	オーストリア国債	国債	オーストリア	2021/9/15	3.500	AAA	2.5
9	イギリス国債	国債	イギリス	2036/3/7	4.250	AAA	2.4
10	Nykredit	事業債	デンマーク	2017/4/1	2.000	AAA	2.3

##### マザーファンドにおける通貨別構成比

通貨	比率(%)
ユーロ	72.0
イギリスポンド	21.1
スウェーデンクローナ	3.0
デンマーククローネ	2.3
ポーランドズロチ	1.5
日本円、その他	0.2

- ※ 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。
- ※ 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

#### 年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
- ※2 2013年は3月末までの騰落率を表示しております。

- (注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

## 4 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時とします。
購入の申込期間	平成24年11月16日から平成25年11月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える換金申込みはできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合には、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消または変更することができます。
信託期間	設定日（平成14年8月29日）から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎年2月15日、5月15日、8月15日及び11月15日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年4回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎（毎年2月及び8月の決算日を基準とします。）及び償還時に作成され、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

### ファンドの費用・税金

#### <ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.625%（税抜2.5%）</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.15%</b> を乗じて得た額とします。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	毎日、信託財産の純資産総額に年率 <b>1.155%（税抜1.1%）</b> を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うドイチュエ・アセット・マネジメンツ・インターナショナルGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。
【内訳】	
（委託会社）	0.5775%（税抜0.55%）
（販売会社）	0.5250%（税抜0.50%）
（受託会社）	0.0525%（税抜0.05%）
その他の費用・手数料	純資産総額に対して年率 <b>0.10%</b> を上限として諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎年2月及び8月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>10.147%</b>
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して <b>10.147%</b>

※上記は、平成25年3月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。